



協働推進会議について

市民生活部まちづくり協働課

ASAHIKAWA CITY

市民協働推進会議について



市民協働推進会議条例（抄）

（設置）

第1条 市民が自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）の促進及び協働の推進に関する事項について調査審議するため、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

経過

- ・平成22年6月：市長の私的諮問機関として設置。
- ・平成29年4月：附属機関へ移行。

これまでの主な検討テーマ

- ・協働事業提案制度（市民の企画提案による協働のまちづくり事業）事業審査・評価
- ・コミュニティ施設の設置・利用料金の設定

民間企業との連携協定・協働の取組

会議の公開ルールについて



会議の公開

会議については、原則公開とします。

ただし、個人情報に関する内容を含む議事や審査に関する議事については非公開とします。

※本会議では、審査に関する事項を多く扱うため、多くが非公開となります。

事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市HPに掲載します。

会議録

発言の要旨を記載した要点記録とします。

発言者は、「会長」、「委員」と記載します。

内容は、会長の確認を得ます。

内容確認後に、市HPに掲載します。

委員名簿

市HPに掲載します。

会議の傍聴（案）

会議は傍聴の対象です（非公開の議事を除きます。）。

定員は会場等を勘案し事務局で定めます。

傍聴ルール（発言の禁止、拍手等による賛否の表明の禁止）なども事務局で定めます。

会議日程について



日程調整

会議開催の1か月前を目途に日程調整を行います。

メール（BCCによる一斉送信）で連絡します。

メールに書かれているページから、インターネットにより希望日の回答をお願いします。

出席連絡

日程が決まりましたら、メール（BCCによる一斉送信）で連絡をします。

出席不可のときのみ、メール返信によりご連絡をお願いします。

会議の日時（予定）

第1回	公開報告会	：5月末	平日	18時15分ごろ	本庁舎	評価
第2回	協働勉強会	：8月	平日	18時30分ごろ	本庁舎	
（－	一次審査（書類審査）採点	：12月	郵送で書類を送付しますので採点をお願いします）			
第3回	一次審査（書類審査）	：1月	平日	18時30分ごろ	本庁舎	
第4回	二次審査	：2月	休日	午前中から	C o C o D e	

その他の依頼事項

上記の書類審査採点や、公開報告会の後の意見の内容確認など、会議以外でお願いすることがあります。